

# 令和8年第2回美幌町議会臨時会会議録

令和8年2月9日 開会

令和8年2月9日 閉会

令和8年2月9日 第全号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
(諸般の報告)  
日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認について  
[令和 7 年度美幌町一般会計補正予算 (第 8 号) ]  
日程第 4 議案第 3 号 令和 7 年度美幌町一般会計補正予算 (第 9 号) について  
日程第 5 議案第 4 号 工事請負契約の締結についての議決の一部変更について  
(第 IV 期埋立処分場浸出水処理施設建設工事)

## ○出席議員

1 番 木 村 利 昭	副議長	2 番 馬 場 博 美
3 番 横 山 清 美		4 番 高 橋 秀 明
5 番 宮 崎 奈津江		6 番 上 杉 晃 央
7 番 稲 垣 淳 一		8 番 藤 原 公 一
9 番 伊 藤 伸 司		10 番 吉 住 博 幸
11 番 大 江 道 男		12 番 松 浦 和 浩
13 番 大 原 昇	議長	14 番 戸 澤 義 典

## ○欠席議員

なし

## ○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司	教 育 委 員 会 長 小 室 保 男
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 早 田 眞 二	監 査 委 員 西 村 与 志 博

## ○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 矢 萩 浩	総 務 部 長 那 須 清 二
町 民 生 活 部 長 関 弘 法	福 祉 部 長 吉 田 善 一
経 済 部 長 河 端 勲	建 設 部 長 遠 國 求
病 院 事 務 長 遠 藤 明	事 務 連 絡 室 長 藤 田 静 思
会 計 管 理 者 村 田 剛	総 務 課 長 水 上 修 一
危 機 対 策 課 長 片 平 英 樹	政 策 推 進 課 長 竹 下 護 兼 デジタル推進主幹
財 務 課 長 鶴 田 雅 規	町 民 活 動 課 長 澤 田 孝 洋
戸 籍 保 険 課 長 多 田 敏 明	税 務 課 長 松 尾 まゆみ
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	
社 会 福 祉 課 長 以 頭 隆 志	児 童 支 援 主 幹 大 内 直 樹
保 健 福 祉 課 長 小 成 由 香	農 林 政 策 課 長 佐 久 間 大 樹
森 林 農 地 整 備 主 幹 橋 本 勝	農 業 振 興 主 幹 午 来 博

建設課長 森口尚博  
 環境管理課長 影山俊幸  
 上下水道課長 石山隆信  
 地域医療連携課長 高山吉春  
 教育部長 中尾亘  
 学校給食課長 弓山俊  
 監査委員事務局長 斉藤浩司

建築主幹 廣田吉輝  
 環境衛生主幹 宮田英和  
 病院総務課長 伊藤寿毅  
 事務連絡室次長 山口毅昭  
 学校教育課長 高田秀昭  
 社会教育課長 浅野謙司  
 スポーツ振興課長  
 監査委員事務局次長 小室秀隆

○議会事務局出席者

事務局長 斉藤浩司  
 議事係長 金子未准  
 庶務係長 長崎彩加

次長 小室秀隆  
 庶務係長 佐々木 斉

午前9時30分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（戸澤義典） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和8年第2回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番上杉晃央さん、7番稲垣淳一さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（戸澤義典） 日程第2 会期の決定を議題とします。

去る2月3日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

7番稲垣淳一さん。

○7番（稲垣淳一）〔登壇〕 令和8年第2回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る2月3日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、専決処分の承認1件、補正予算1件、工事請負契約の締結についての議決の一部変更1件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（戸澤義典） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（斉藤浩司） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、配付しておりますので、御了承願います。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（戸澤義典） 町長から、本臨時会に提出している案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司）〔登壇〕 本日、ここに令和8年第2回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議

員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第1号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第8号）については、2月8日投開票の衆議院議員総選挙に係る経費支出のため急を要したことから、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

補正予算について。

議案第3号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第9号）については、みどりの村森林公園再整備公園建築工事等に係る工事請負費、消耗品費、庁用備品等の関係経費として8億3,353万1,000円の増額のほか、債務負担行為の変更や繰越明許費の設定を行おうとするものであります。

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について。

議案第4号は、令和6年6月18日の議決を経て工事請負契約を締結した後、令和7年12月11日の議決により工事請負契約の一部変更を行った第IV期埋立処分場浸出水処理施設建設工事について、労務単価等の変動に伴う契約金額の変更が生じたことから、議決をいただきたいものであります。

なお、細部につきましては、後ほど総務部長より――失礼しました、後ほど担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしく願い申し上げます。

---

### ◎日程第3 承認第1号

○議長（戸澤義典） 日程第3 承認第1号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書5ページ

になります。

承認第1号専決処分の承認について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを町議会に報告し承認を求めます。

6ページをお開き願います。

専決処分書。

令和7年度美幌町一般会計補正予算（第8号）について、衆議院議員総選挙に係る事務執行のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和7年1月19日付であります。

専決処分の内容について御説明いたしますので、7ページをお開きください。

令和7年度美幌町一般会計補正予算（第8号）。

令和7年度美幌町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,684万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億8,567万1,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、16、17ページをお開き願います。

3、歳出になります。

2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員選挙費1,146万7,000円につきましては、衆議院議員総選挙に要する経費になります。

衆議院議員選挙につきましては、1月23日解散、1月27日公示後、翌日から期日前投票、2月8日投開票の運びとなりましたが、期日前投票及び選挙当日に係る費用を計上しております。

1節報酬のうち委員報酬については、選

挙管理委員会委員長及び委員の報酬を、非常勤職員報酬については、投開票管理者及び投開票立会人報酬を計上しております。

7 節報償費については、選挙啓発等報償として、明るい選挙推進協議会委員報償を計上しております。

10 節需用費のうち消耗品費から印刷製本費につきましては、必要な事務用品等を、修繕料につきましては、選挙事務用の計数機及び投票用紙交付機等の点検整備費用及び各投開票所の施設修繕料を計上しております。

11 節役務費については、郵便料、広告料及び選挙公報配布手数料等を計上しております。

12 節委託料につきましては、ポスター掲示場作成等委託料のほか、記載の委託料を計上しております。

13 節使用料及び賃借料につきましては、期日前及び当日の投票所の借上料及び投票所の除雪に係る自動車借上料を、18 節負担金補助及び交付金につきましては、期日前及び当日投票所に対する交付金となります。

12 款職員給与費 538 万円につきましては、期日前及び当日に係る職員及び会計年度任用職員の時間外勤務手当等になります。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、14、15 ページにお戻りください。

16 款道支出金 1,684 万 7,000 円につきましては、今回の衆議院議員総選挙実施に伴う道からの委託金となります。

以上、承認第 1 号専決処分の承認について御説明を申し上げました。よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

8 番藤原公一さん。

○8 番（藤原公一） 今回の選挙は、短期間で準備を進めなければいけないという部分で、選挙管理委員会に携わる皆さんは、

本当にいろいろと大変だったのではないかと察知いたします。

そこで、今回、専決処分でいろいろなお金が発生するという部分ではあると思いますが、当日、投票所の除雪とかが発生した場合、専決処分では見合わなかった部分というものは——今回は、雪が少なかったのでしょうかけれども、もしあった場合、この部分の計上というのは、どのような部分でなされていくのか。また、選挙看板の部分、今回、設置も大変だったと思いますけれども、この選挙看板の設置についても、除雪費の部分はどのような計上をされていたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（多田敏明） 今回の選挙につきましては、厳冬期ということでもありますので、あらかじめ除雪についても考慮しまして、委託料に除雪委託料を盛り込んでおりました。結果的には、選挙前日まで、当日も含めてですけれども、大きな雪がなかったということで、かかる経費はございませんでした。もし、多額の経費が必要になってきたということにつきましては、さらに改めて別経費を計上させていただくような形になるかと思っております。

また、ポスター掲示場につきましては、こちらも除雪費用についてはあらかじめ積算しておりますので、その内容でもって業者に委託をしております。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

6 番上杉晃央さん。

○6 番（上杉晃央） 同じく 16、17 ページの衆議院選挙の事務費なのですが、その中の手数料と、それから、業務委託料のポスター掲示の関係、2 点です。

手数料に関しては、自治会が解散した美園地区にどのように選挙用公報をとという質問です。もちろん今、町の広報の配布方法

等は、以前、議員からも質問があつて町の対応と聞いていますけれども、選挙公報は、基本的に全戸に配られていると思うのですが、どのような方法を取られたのかについて、お尋ねしたいと思います。

それから、ポスター掲示場については、雪があつてなかなか設置箇所を確保できないと報道等でもされておりましたが、美幌町の中では、本来、何か所設置する予定が何か所になったのか、その辺の設置状況について、御質問したいと思います。

○議長（戸澤義典） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（多田敏明） まず、手数料の関係でありますけれども、美園地区の自治会が解散した後、選挙が何回も行われております。なかなか自治会にお願いできるという状況になくなってしまったものでありますので、町の職員で全戸配布をしているという状況になっております。

また、ポスター掲示場につきましては、今回、冬の選挙ということですので、選挙になりそうだというときに業者さんと相談いたしまして、結果、現地を確認してもらいまして、昨年の参議院、また、その前の衆議院と同じ59か所を設置しております。今回、冬ということ、削減したというところはございません。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、承認第1号専決処分の承認についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定

しました。

#### ◎日程第4 議案第3号

○議長（戸澤義典） 日程第4 議案第3号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二） 議案書21ページになります。

議案第3号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第9号）について御説明を申し上げます。

令和7年度美幌町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、みどりの村再整備事業に係る予算の組替え及び第IV期埋立処分場浸出水処理施設建設工事の設計変更による債務負担行為の追加を行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3,353万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億1,920万2,000円とする。

繰越明許費。

第2条、繰越明許費は、第2表、繰越明許費により御説明いたします。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の変更及び追加は、第3表、債務負担行為により御説明いたします。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更及び追加は、第4表、地方債補正により御説明いたします。

それでは、繰越明許費から御説明いたしますので、議案書24ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費。

6款農林水産業費、1項農業費、事業名、みどりの村再整備事業につきましては、令和8年度地域未来交付金を活用した整備を予定していたところであり、

国から、継続事業については、令和7年度補正予算で採択するとの連絡があり、これを活用することで、補助裏の財源として有利な地方債である補正予算債の活用が可能となることから、予算の組替えを行うものです。そのため、令和8年度債務負担行為の予算額を令和7年度予算に組替えし、繰越明許費として執行するものであります。

なお、これにより、約9,100万円が財源的に有利となるものであります。

次に、債務負担行為の変更について御説明いたしますので、議案書25ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正になります。

1段目のみどりの村森林公園再整備公園造成工事から3段目のグリーンビレッジ再整備建築工事につきましては、繰越明許費で御説明いたしましたとおり、国の令和7年度補正予算を活用し実施することから、7月及び12月補正予算で計上しておりました債務負担行為を減額するものであります。

4段目の第IV期埋立処分場浸出水処理施設建設工事につきましては、現在、令和6年6月24日から令和9年1月27日を工期とし工事を執行しているところですが、工事請負契約約款に基づく物価の変動に伴う設計変更により、当初設定していた債務負担行為の限度額を超えるため、不足額254万1,000円の設定を行うものであります。

次に、地方債の変更について御説明いたしますので、議案書26ページをお開きください。

第4表、地方債補正になります。

1段目のみどりの村再整備建築事業につきましては、令和7年度実施分に係る実績による減額であります。

2段目のみどりの村森林公園再整備事業につきましては、繰越明許費及び債務負担行為で御説明いたしましたとおり、補正予算債の申請を予定しており、充当率は100%、

交付税措置率は50%であります。

なお、令和7年度の地方債の総額は、下段の補正後の欄に記載のとおり、17億7,950万円であります。

次に、歳出について御説明いたしますので、32、33ページをお開きください。

3、歳出になります。

6款農林水産業費、1項農業費、7目みどりの村管理費、1、みどりの村維持管理事業費の増、8億3,353万1,000円は、繰越明許費及び債務負担行為の補正で御説明したとおり、みどりの村森林公園再整備公園造成工事、建築工事及びグリーンビレッジ再整備建築工事を国の令和7年度補正予算により実施するため、予算の組替えを行うものであります。

また、同じく令和8年度予算で計上を予定していました消耗品、庁用備品、機械器具につきましても、同様に計上するものであります。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、議案書30、31ページにお戻り願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目農林水産業費国庫補助金、2節農業費補助金4億1,675万1,000円は、歳出で御説明いたしましたみどりの村再整備に係る国庫補助金で、予算の組替えによる増額となります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金2,180万円は、今回の補正に係る財源調整による基金からの繰入金となります。

なお、参考資料2ページ、資料1に、基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

22款町債につきましては、第4表、地方債補正により御説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上、議案第3号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明を申し上げました。よろしく願いいた

します。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） それでは、ちょっと参考にお聞きしたいのですけれど、ページは23ページ、農林水産費の農業費8億3,353万1,000円。

この間、委員会でも少し聞き置きをしたときと、今日も発表があったのですけれど、従来、一般補助施設整備等事業債、交付税充当が90%、交付税措置30%、これが、国の方針で補正予算債、交付税充当100%、交付税措置50%ということです。

今まで美幌町で検討していた町の負担金が9,000万円以上安くなったのは、すごく画期的だなと。

私も議員をやっていて、期中の途中で補正予算債に変わるということは余り記憶がなかったのですけれど、今回、どのような経緯があっただけなのか。また、今後、このような補正予算債について、美幌町がほかの部分も申請するのか、国が一方的にやってくるのか、その辺も含めて説明をお願いしたいです。

○議長（戸澤義典） 総務部長。

○総務部長（那須清二） 今回の補正予算による組替えなのですけれども、実は、昨年も同様の組替えをさせていただきました。この継続分については、補正予算でつくという情報は来ていたわけですが、正式に国から来たのは1月27日付です。今回のこの事業については補正予算で採択しますよというのは、1月27日付で来たということになります。

私どもも、有利な財源を使うということが重要だと思っておりますので、その辺は、国からいろいろ情報をいただきながら、そのようなことがあった場合には、なるべく有利な財源を使うようにということで準備を進めていたものでありますので、御理解いただければと思います。よろしく

お願いします。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） 大きな金額がこれになるということで、本当に跳ね返りも大きいのですけれど、今後このような形で組替えの補正予算債というものが、どのような場面で、美幌町で採択できるのか。

要するに、切替えできるのかというのは、あくまでも国の方針なのか、美幌町の申請が中心なのか、これだけお願いします。

○議長（戸澤義典） 総務部長。

○総務部長（那須清二） あくまでも国の予算がないと——補正予算がないと採択はできませんので、国がそのような財源を用意した後、どうでしょうかということをお願いして、町が正式に申請するという事です。町が何ぼ補正予算で採択したいと思っても、国がそのような予算を確保していないと採択はできません。

情報的には、常日頃、やり取りをしながら国からいただいているものでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩） 最後に一つ。

これは毎年、国がするかどうかというのは分からないけれど、取りあえず、国にきちんとそのような雰囲気をお願いしておくのが一番だということでいいのですね。

○議長（戸澤義典） 総務部長。

○総務部長（那須清二） はい、そのとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第3号令和7年度美幌町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第4号

○議長（戸澤義典） 日程第5 議案第4号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（遠國 求） 議案の34ページをお開き願います。

議案第4号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について御説明申し上げます。

令和6年6月18日、第Ⅳ期埋立処分場浸出水処理施設建設工事に係る工事請負契約の締結について、令和6年議案第44号を議決し、令和7年12月11日、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、令和7年議案第67号の議決により一部変更した工事請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

1、変更する事項は契約の金額で、既決金額13億5,080万円に対しまして、変更する金額は14億1,268万6,000円で、6,188万6,000円の増額となります。

2、契約の相手方は、札幌市中央区北2条東2丁目1番17号、共和化工株式会社札幌支店、支店長、渡邊康大であります。

3、変更の概要につきましては、工事請負契約約款に基づく労務単価等の変動に伴う措置で、全体スライドと言われるものになります。

内容につきましては、未施行部分に相当する工事費を現設計単価と見直し単価でそれぞれ算定し、その差額をもって増額分を決定しております。

なお、工事完成年月日につきましては、

令和9年1月17日を予定しております。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） これから質疑を行います。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸） 一つだけ、お教え願いたいと存じます。

変更の概要というところの言葉なのですが「労務単価等」と書いてあるから許容範囲かなとは思いますが、私は、労務単価の変更ではなくて、冬期補正とか経費の変更ではないかなと。もちろん、経費の変更ですから、掛け率が労務単価に跳ね返るのは当然のことなのですが、労務単価というのは、4月1日付で決まっているものだろうと思っておりますので、そこら辺の解釈の仕方、お教え願えないでしょうか。

私の考えは、冬期補正等による経費の変化でないかと勝手に思っているものですから、そこら辺、御説明よろしくお願いたします。

○議長（戸澤義典） 環境衛生主幹。

○環境衛生主幹（宮田英和） 変更の概要の部分のお尋ねでございますけれども、労務単価等と記載してございますが、厳密に申しますと、労務単価それから資材価格、これらを時点修正いたしまして、いわゆる単価の置き換えをいたしまして、その上で残工事費を計算いたします。こちらの計算したものに対して、いわゆる諸経費がかかってまいりますので、必ずしもその冬期補正だけということではなく、残工事に対する諸経費も増額になっている形でございます。

○議長（戸澤義典） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典） これで質疑を終わります。

これから、議案第4号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを採

決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（戸澤義典） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（戸澤義典） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和8年第2回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

午前10時3分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員